

1 — 4

森林・林業基本計画（案）

目 次

まえがき	1
第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針	3
1 前基本計画に基づく施策の評価等	3
(1) 前基本計画に掲げた目標の進捗状況.....	3
(2) 前基本計画に基づく主な施策の評価.....	4
(3) 前基本計画策定以降の情勢変化等.....	5
2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向	6
(1) 資源の循環利用による林業の成長産業化.....	6
(2) 原木の安定供給体制の構築.....	6
(3) 木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出.....	7
(4) 林業及び木材産業の成長産業化等による地方創生.....	7
(5) 地球温暖化対策、生物多様性保全への対応.....	8
3 施策展開に当たっての基本的な視点	8
(1) 現場に立脚した施策の展開.....	8
(2) 新たな動きを踏まえた柔軟な施策の展開.....	9
(3) 国民理解の促進.....	9
第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標	10
1 目標設定に当たっての基本的考え方	10
2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	10
(1) 目標の意義.....	10
(2) 目標の定め方.....	10
(3) 森林の機能と望ましい姿.....	10
(4) 森林の誘導の考え方.....	12
(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標.....	15
3 林産物の供給及び利用に関する目標	16
(1) 目標の意義.....	16

(2) 目標の定め方	16
(3) 林産物の供給及び利用に関する目標	17
第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策	18
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	18
(1) 面的なまとまりをもった森林経営の確立	18
① 森林施業及び林地の集約化	18
② 森林関連情報の整備・提供	18
(2) 再造林等による適切な更新の確保	19
① 造林コストの低減	19
② 優良種苗の確保	19
③ 伐採・造林届出制度等の適正な運用	19
④ 野生鳥獣による被害への対策の推進	20
(3) 適切な間伐等の実施	20
(4) 路網整備の推進	20
(5) 多様で健全な森林への誘導	20
① 多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全	20
② 公的な関与による森林整備	21
③ 再生利用が困難な荒廃農地の森林としての活用	21
④ 花粉発生源対策の推進	22
(6) 地球温暖化防止策及び適応策の推進	22
(7) 国土の保全等の推進	22
① 適正な保安林の配備及び保全管理	22
② 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進	23
③ 森林病虫害対策等の推進	23
(8) 研究・技術開発及びその普及	24
(9) 山村の振興・地方創生への寄与	24
① 森林資源の活用による就業機会の創出	24
② 地域の森林の適切な保全管理	25
③ 都市と山村の交流促進	25

(10) 社会的コスト負担の理解の促進	25
(11) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進	26
① 多様な主体による森林づくり活動の促進	26
② 森林環境教育等の充実	26
(12) 國際的な協調及び貢献	26
① 國際協力の推進	26
② 違法伐採対策の推進	26
2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	27
(1) 望ましい林業構造の確立	27
① 効率的かつ安定的な林業経営の育成	27
② スケールメリットを活かした林業経営の推進	27
③ 効率的な作業システムによる生産性の向上	28
④ 経営感覚に優れた林業事業体の育成	28
(2) 人材の育成・確保等	28
① 人材の育成・確保及び活動の推進	28
② 林業労働力・労働安全衛生の確保	29
(3) 林業災害による損失の補填	29
3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	29
(1) 原木の安定供給体制の構築	30
① 原木供給力の増大	30
② 望ましい安定供給体制への転換	30
③ マッチングの円滑化	31
(2) 木材産業の競争力強化	31
① 木材加工・流通体制の整備	31
② 品質・性能の確かな製品供給等	31
③ 地域材の高付加価値化	32
(3) 新たな木材需要の創出	32
① 公共建築物・民間非住宅・土木分野等への利用拡大	32
② 木質バイオマスの利用	33
③ 木材等の輸出促進	33
(4) 消費者等の理解の醸成	34

(5) 林産物の輸入に関する措置	34
4 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策	34
5 国有林野の管理及び経営に関する施策	35
6 団体の再編整備に関する施策	36

第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	37
1 全ての関係者による主体的な取組	37
2 施策の進捗管理と評価の適切な活用	37
3 財政措置の効率的かつ重点的な運用	37

まえがき

(戦後造成された我が国の森林)

我が国の森林は、国土の約3分の2を占め、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。この豊かな森林の多くは、戦後、「荒れた国土に緑の晴れ着を」を合言葉に進められた荒廃森林への復旧造林、戦後復興や高度経済成長を支える木材を供給するために行われた拡大造林など先人の努力により植栽、保育されてきたものである。

(本格的な利用期を迎えた人工林)

その結果、これまでに1,000万haを超える人工林が造成され、その蓄積は半世紀前の5倍以上に増加し、森林の総蓄積は約50億m³に達するなど森林資源は充実した。また、既に半数以上の人工林が一般的な主伐期である10齢級以上となり、このまま推移した場合、おおむね5年後の平成32年度末には、その割合は約7割に達すると見込まれている。人工林に主伐期が到来したことは、すなわち、更新期が到来したことを意味するものであり、従来の延長線上にある保育主体の施業も転換期を迎えつつある。我が国は、自らの手で造成した森林資源を有効活用すると同時に、計画的に再造成すべき時期を迎えており、過去に経験したことのない新たな段階に入ったと言える。このように、大きな転換期を迎えた森林を適切に整備・保全しつつ、循環利用することは、森林の保続培養と森林生产力の増進を図るだけでなく、国土保全等の公益的機能を維持・向上させ、ひいては環境負荷の少ない社会の形成、伝統的又は新たな「木の文化」の継承と創造に大きな役割を果たすものである。

(森林・林業が抱える課題と情勢変化)

政府は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号。以下「基本法」という。）に基づく森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）を平成13年10月に策定して以降、5年ごとに見直すとともに、各般の施策を推進してきた。平成23年7月に策定された基本計画（以下「前基本計画」という。）の下では、利用間伐の着実な実施等により、木材供給量が増加するとともに、製材・合板などの木材加工・流通施設の整備等が進むなど、一定の成果が得られたところである。

しかしながら、我が国の林業においては、生産性は向上しつつあるものの、依然として低位にとどまり、小規模・分散的な原木供給の形態から脱していない。その結果、木材価格の下落が長期間にわたり、林業採算性が悪化してきたこれまでの経験等から、森林所有者が経営意欲を持てずにいる中、豊富な森林資源を十二分に活用することなく、需要に応じた安定的な原木供給ができていない現状にある。また、今後、木材需要の大幅な増加を

見込むことが難しい中、木材産業においては、消費者・実需者の求める品質・性能の確かな製品等を十分に供給できていないといった課題を抱えている。

森林及び林業を取り巻く情勢は大きく変化しつつある。我が国は少子高齢化が急速に進展しており、総人口は平成22年にピークを迎えて減少局面に転じるなど、我が国の経済社会は大きな転換点を迎えている。このため、地域の特性を活かした産業育成による就業機会の創出等により定住を促進し、「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくる好循環を確立すること、すなわち、「地方創生」が、政府を挙げて取り組むべき喫緊の課題となっている。このような中、山村等においては、地方創生に寄与し得る産業として林業及び木材産業への期待が高まっている。また、木材の利用をめぐっては、木質バイオマスのエネルギー利用が拡大しているほか、C L T（直交集成板）等新たな木質部材の開発、公共建築物のみならず商業施設等における積極的な木造化・内装木質化の取組など従来になじみのない変化が生じている。

（基本計画の見直し）

このような課題や情勢変化等を踏まえれば、この変化等を適確に受け止めるとともに、前基本計画の施策を適切に評価した上で施策全般を見直し、民間の活力を活かしつつ、新たな施策を効果的に展開していく必要がある。基本計画は、このような認識の下、今後の森林及び林業に関する各種施策の基本的な方向を明らかにするものである。この基本計画を指針とし、森林・林業に携わる全ての関係者が主体的な取組を展開することを期待する。

なお、この基本計画は、今後20年程度を見通して定めるものであるが、森林及び林業をめぐる情勢の変化並びに施策の効果の全般にわたる評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行う。

第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展という基本法が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、森林及び林業をめぐる情勢等を踏まえた政策的な対応方向を明らかにして、森林及び林業に関する施策を体系的に講じていくこととする。

1 前基本計画に基づく施策の評価等

(1) 前基本計画に掲げた目標の進捗状況

① 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

前基本計画では、森林の機能とその機能を発揮する上での「森林の望ましい姿」を例示するとともに、森林の区分ごとの「誘導の考え方」を明らかにした。その上で、機能発揮に必要な森林の面積・蓄積・成長量が確保され、安定的に推移する状態を「指向する森林の状態」として参考に示し、これに到達する過程の5年後・10年後・20年後の森林の状態を目標として設定した。

前基本計画の策定以降、京都議定書の目標達成に向けた間伐等の取組は進んだものの、育成複層林への誘導が遅れており、平成27年に120万haと見込んだ育成複層林の面積は104万haにとどまった。森林の総蓄積は人工林を中心に着実に増加し、平成27年に約50億m³となった。

② 林産物の供給及び利用に関する目標

前基本計画では、望ましい森林の整備及び保全が行われた場合の木材の供給量とともに、需要動向を見通した用途別の利用量の目標を示した。

木材の総需要量は、平成21年の65百万m³から平成27年に72百万m³、平成32年に78百万m³の水準で推移すると見込んだ。平成26年4月の消費税率引き上げに伴う住宅等の駆け込み需要の影響等により小幅な変動はあったものの、総需要量は増加傾向で推移し、平成26年には76百万m³となった。

木材の供給量（利用量）は、平成21年の18百万m³から平成27年に28百万m³、平成32年に39百万m³に増加すると見込んだ。平成21年以降、木材の供給量（利用量）は連続して増加しており、平成26年には24百万m³となった。また、用途別の利用量は、製材用材12百万m³、パルプ・チップ用材5百万m³、合板用材3百万m³、燃料材2百万m³であり、全ての用途において増加した。少子高齢化と人口減少が進むと推計される中にあっては、今後、木材の総需要の大幅な増加を見込むことは困難な情勢にある。また、原木の供給体制は整っているとは言い難い現状にある。これらや木材の供給量（利用量）の増加ペースを踏まえれば、現状と前基本計画

に掲げた平成27年における目標との間には、少なからず乖離が生じている。

(2) 前基本計画に基づく主な施策の評価

前基本計画の下では、小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、面的なまとまりを有する効率的かつ安定的な森林経営を確立すべく、各種施策を講じてきた。具体的には、森林経営計画など実効性の高い森林計画制度の普及・定着等の推進、路網整備の加速、間伐等の推進、人材の育成・確保のための研修等の取組である。また、木材利用の拡大を図るべく、木材加工・流通施設の整備、公共建築物等の木造化・木質化等の取組を推進してきた。これら主な施策の進捗状況、その効果等を評価すると、以下のとおりである。

- ① 森林計画制度の普及・定着等の取組に関しては、森林所有者の高齢化や相続による世代交代等が進んでおり、森林所有者及び境界の明確化に多大な労力を要していること等から、森林経営計画の認定率は平成26年度末で28%にとどまるなど、面的なまとまりをもった森林経営の確立は取組途上にある。
- ② 路網整備の取組に関しては、丈夫で簡易な路網作設に係る技術的な知見の集積や、技術者の育成が進んだこと等から、平成26年度の路網開設延長は、前基本計画策定前の平成22年度と比較して2倍以上の約1.5万kmに増加するなど、一定の成果が得られた。しかしながら、路網密度は未だ十分な水準には至っておらず、より効率的かつ重点的に路網整備を行っていく必要がある。
- ③ 間伐等推進の取組に関しては、森林吸収源対策としての間伐が着実に実施され、京都議定書第一約束期間の森林吸収量3.8%の目標が達成された。また、利用間伐の取組が進展したこと等から、木材供給量は、前基本計画策定前から25%増加して24百万m³となるなど、一定の成果が得られた。しかしながら、施業集約化や効率的な作業システムの普及・定着等の遅れから、間伐の生産性は4.2m³/人日にとどまっており、原木の安定供給体制を構築するという観点から、引き続き、生産性向上等の取組を推進していく必要がある。
- ④ 人材の育成・確保の取組に関しては、各種研修等の実施により、森林総合監理士や現場技能者等の人材が確保されつつある。今後は、各人材の人数の確保にとどまらず、その能力向上、現場における具体的な取組を推進することが求められている。
- ⑤ 木材加工・流通施設の整備等の取組に関しては、前基本計画策定以降、原木消費量190万m³程度に相当する製材・合板工場等が整備されるとともに、新たな木質部材の開発等が進んだ。また、地域材利用を喚起する取組等により木材利用に係る意識が醸成されるなど、一定の成果が得られた。しかしながら、前述のとおり、木材産業においては、消費者・実需者の求める品質・性能の確かな製品供給

が十分にできていないといった課題を抱えている。

⑥ 多様で健全な森林への誘導に関しては、単木伐採による複層林施業が高度な技術を要することや、帯状又は群状伐採での複層林施業の考え方や技術に対する理解が広がっていないこと等から、育成複層林への誘導が遅れている。今後は、モザイク施業の技術等を森林所有者に普及するとともに、国有林等をはじめとした先導的な取組等を進めていくことが求められている。

このように、前基本計画に基づく施策の実施により、一定の成果が得られたが、多様で健全な森林への誘導、林業及び木材産業の競争力強化等の取組は道半ばであり、依然として多くの課題を抱えていると言える。

(3) 前基本計画策定以降の情勢変化等

我が国の経済社会は、急速な少子高齢化と人口減少により、とりわけ地方の衰退が加速することが懸念されるなど、大きな転換点を迎えている。そのような中、山村等においては、豊富な森林資源を循環利用することで地方創生を図ろうとする気運が高まっている。さらには、その気運を後押しするかのように、木質バイオマスのエネルギー利用や、中高層建築物等への利用が期待できるC L Tや耐火部材等の開発が進むなど、木材需要の拡大につながるような変化が生じている。

このような変化を踏まえ、林業及び木材産業を安定的に成長発展させ、山村等における就業機会の創出と所得水準の上昇をもたらす産業へと転換すること、すなわち、「成長産業化」を早期に実現することが極めて重要となっている。また、森林管理を担う山村等の衰退によって多面的機能の低下を招くことのないよう、森林の整備・保全を効率的かつ効果的に進めていく必要が生じている。

なお、林業及び木材産業の成長産業化を図るに当たっては、我が国の木材総需要量の約7割を占める欧州諸国等からの輸入材に対抗し得る高い競争力を確保していくことが極めて重要である。

そのためには、効率的な林業生産や木材の加工・流通が行われ、林業及び木材産業が裾野の広い産業クラスターを形成している欧州諸国等での取組を参考しながら、欧州諸国等と比較して、急峻かつ複雑な地形・地質、降水量の多い気候条件、植物種が多様で雑草木の繁茂等により人工造林樹種の生育が阻害されやすいなど、我が国の厳しい自然条件に伴う課題、森林所有者・境界の特定が困難となりつつある現状等を適確に把握した上で、林業の採算性の向上、木材加工・流通の効率化、新たな木材製品の開発、木質バイオマスのエネルギー利用等を促進していく必要がある。

2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向

(1) 資源の循環利用による林業の成長産業化

我が国の人工林は、造林・保育の段階から本格的な利用が可能な段階に入った。戦後造成されてきた人工林は約1,000万haに及び、その半数以上が10齢級以上の主伐期を迎えており、森林資源を循環利用することが大きな課題となっている。

このため、林地生産力の高低や傾斜等自然条件に加え、車道等や集落からの距離が近いなど社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林において、持続的な林業を確立するための取組を推進する。具体的には、そのような育成単層林において先行的に路網を整備する。あわせて、公益的機能を発揮しつつ資源を計画的に造成するため、主伐箇所について植栽による確実な更新を図ることとし、造林コストの低減、造林の実施状況の適確な把握、鳥獣被害対策の適切な実施等を推進し、主伐・再造林の循環を確実なものとする。これらの取組を通じ、林業の成長産業化の早期実現を図ることとする。

公益的機能を発揮するためには、人工林において適時適切な造林や間伐等の必要な施業を面的に行うことはもとより、自然条件等に応じて針広混交林化を図るなど、多様で健全な森林へ誘導していく必要がある。しかしながら、育成複層林への誘導に遅れが生じているほか、奥地水源林等の人工林において、高齢化・過密化が進行しつつある。このような状況を踏まえ、帶状若しくは群状又は単木の伐採により、複層林化を効率的に推進し、公益的機能の高度な発揮を図ることとする。

(2) 原木の安定供給体制の構築

近年、国産材を主な原料とする大型の製材・合板工場等の整備が進み、木質バイオマスのエネルギー利用が拡大の傾向を見せる中、これらの需要者からは、安定的かつ効率的な原木調達を望む声が高くなっている。国産材の供給量は、前述したとおり、前基本計画の策定以降増加しているものの、原木の供給体制は依然としてぜい弱である。我が国の林業は、小規模零細な所有構造で、森林所有者及び境界の明確化等に多大な労力を要し、施業集約化が進まずに分散的に行われることが多いこと等から作業ロットが小さく、低い生産性にとどまっている。変動する需要に対応した量と質の原木を適時適切に供給できる体制を早期に構築することが喫緊の課題であり、また、そのことは、原木供給者から原木需要者・住宅供給者等に至る「川上から川中・川下」までの相互利益の拡大に不可欠なものである。

このため、これまでの施業の集約化や路網整備等に加え、面的にまとまった共有林における施業の促進、森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図る。これらの取組とあわせて、主伐後の再造林対策の強化等により、主伐材を含めた原木の供給力を増大させる。また、素材生産を担う林業事業体の生産性と経営力の向上、

林業労働力の確保を図るとともに、個々の事業体による小規模・分散的な供給体制から、木材の生産・流通の構造に応じて、地域の核となる者が原木を取りまとめて供給する体制への転換を図る。さらには、需給情報の共有、広域的な流通に対応した木材供給等により、川上と川中・川下との需給マッチングの円滑化を図る。

(3) 木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出

我が国の木材需要は、平成21年に65百万m³まで大きく落ち込んだ後に持ち直し、近年70百万m³台で推移している。しかしながら、今後、急速な高齢化と人口減少が進むと推計されている中、木材需要の大幅な増加を見込むことは困難な情勢にある。そのような厳しい情勢を踏まえれば、総需要量の約3割にとどまる国産材の利用量の割合を高めていくとともに、新たな木材需要を創出していく必要がある。その際には、生産者の技術や発想で製品を供給する「プロダクトアウト」から、消費者・実需者の求める製品を供給する「マーケットイン」への転換にとどまらず、木材産業者自らが、消費者の満足感等の情緒的な価値を求める消費性向等を適確にとらえ、製品の付加価値を向上させる取組を展開していくことが重要である。

このため、製材・合板工場等における効率的な供給体制の整備を通じ、低コストでの無垢乾燥材・集成材・合板等の供給、JAS（日本農林規格）の普及促進等により、木造住宅等の既存分野を中心に、価格、品質・性能、価値提供等の面から、消費者・実需者に選択されるような木材製品を供給できるようにする。また、国産材の使用割合の低い横架材等の開発・普及、無垢材をはじめとした地域材に対する意匠性の付加等により、木材産業の競争力の強化を図る。さらには、CLT等の新たな技術を用いた木質部材の開発・普及、公共建築物等の木造化、木造率の低位な非住宅建築物や土木分野での木材利用、木質バイオマスのエネルギー利用、付加価値の高い木材製品の輸出等を促進することにより、新たな木材需要を創出する。

(4) 林業及び木材産業の成長産業化等による地方創生

地方創生が喫緊の課題となる中、豊富な森林を有する山村等の地方にあっては、地域資源、とりわけ森林資源を最大限活かした産業の育成により、就業機会を創出し、定住の促進を図ることが重要である。また、山村等の集落周辺に存する里山林は、地域の生活や文化と密接に関わっており、その保全管理及び利用を促進することは、森林の多面的機能の發揮のみならず、地域コミュニティの維持にも貢献するものである。

このため、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等を図り、林業及び木材産業の成長産業化を実現するとともに、きのこ、竹や漆といった特用林産物や未利用広葉樹資源の活用、森林レクリエーションや観光など森林空間の総合利用等を通じた都市との交流、地域活動としての

森林の保全管理を推進し、地方創生への寄与を図っていくこととする。

(5) 地球温暖化対策、生物多様性保全への対応

地球温暖化が進行する中、平成27年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、歴史上初めて190余の国・地域全てが参加する公平かつ実効的な枠組みとして合意が得られた。我が国としても、引き続き、平成32年度までに年平均52万haの間伐を実施するなど森林吸収源対策を含む地球温暖化防止の取組を推進していく必要がある。

このため、森林の適切な整備及び保全を通じて森林による二酸化炭素の吸収量の確保を図るとともに、木材利用の拡大による炭素の貯蔵及び二酸化炭素の排出削減に向けた取組を推進していくこととする。

我が国の国土の約3分の2を占める森林は、多様な生物が生育・生息しており、生態系ネットワークの根幹として豊かな生物多様性を構成している。また、森林面積の約4割を占める人工林においては、林業が持続的に行われることを通じ、空間的にも時間的にも多様な森林が形成されるという特徴を有している。気候調整や食料・木材等の供給、自然環境の保全など、森林のもたらす恩恵は多様な生物に支えられており、この恩恵を将来の世代にわたって享受していくことを可能とするためには、その源となる生物多様性を維持・回復していくことが重要である。

このため、平成24年に策定された「生物多様性国家戦略2012-2020」等を踏まえ、育成林における間伐の実施、伐採後の適切な更新、長伐期化、広葉樹の導入、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路としての森林のネットワーク化、森林生態系の復元、林業及び木材産業の振興に向けた取組等、適切な森林の整備・保全及び利用を推進していくこととする。

3 施策展開に当たっての基本的な視点

この基本計画は、今後20年程度を見通して森林及び林業に関する各種施策の基本的な方向性を示すものであるが、各種施策を展開するに当たっては、以下の視点を踏まえていくこととする。

(1) 現場に立脚した施策の展開

森林及び林業をめぐる情勢が変化する中、森林に対する社会の要請は高度化・多様化し、林業・木材産業関係者が現場で直面する課題も複雑化している。一方で、施業集約化や効率的な作業システムの導入等により高い生産性を実現する林業事業体や、新たな木質部材を開発する木材加工業者など、意欲的・革新的な取組を行う者も現れている。

このため、森林・林業の現場が抱える課題に適確に対応し、創意工夫を引き出すことのできる現場に立脚した施策を、関係府省や都道府県等と連携しつつ展開していく必要がある。その際、地域に最も密着した行政機関である市町村の役割強化等を図るとともに、国有林のフィールドや技術力等を活かすなどして、課題に対応した具体的な取組を進めていくことが重要である。

(2) 新たな動きを踏まえた柔軟な施策の展開

林業及び木材産業をめぐっては、高性能林業機械の開発、資源や生産情報に関する情報通信技術（ＩＣＴ）の高度化、ＣＬＴ等をはじめとした新たな木質部材の開発など技術革新のスピードが速まっている。また、公共建築物等の木造化や木質バイオマスのエネルギー利用への気運が高まるなど、木材利用をめぐる情勢の変化は速く、かつ、著しい。林業の持つ長期性という特性の中で、そのような新たな動きに柔軟に対応できるよう、きめ細かな施策を展開していくことが重要である。

(3) 国民理解の促進

森林の有する多面的機能の発揮のためには、森林の適切な整備及び保全並びに林業・木材産業の健全な発展に向けて関係者が一体となって努力していくだけでなく、幅広い国民各界各層の理解を得ていくことが重要である。そのためには、森林・林業・木材産業の果たす役割、木材利用の意義や木材に関する情報等を国民一人一人が共有し、森林を社会全体で支えていこうという気運を醸成していく必要がある。

第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

1 目標設定に当たっての基本的考え方

この基本計画において定める目標は、森林及び林業に関する施策を推進していく上で、森林所有者等による森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針としての役割を有するものである。

2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

(1) 目標の意義

全ての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、国民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう整備し、保全しなければならない。しかしながら、狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁し、高度な経済・文化活動が展開されている我が国においては、個々の森林に対して期待される機能が重複する場合が多く、森林の現況、自然条件、地域ニーズ等を踏まえながら、森林の整備及び保全を進める必要がある。

このため、この基本計画において、森林・林業関係者はもとより国民全般の理解を深めるとともに、計画的かつ効率的な森林の整備及び保全を進める上での指針として、森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿や機能発揮に向けた誘導の考え方、目標とする森林の状態を明らかにすることとする。

(2) 目標の定め方

この基本計画では、森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿を例示するとともに、機能発揮に向けた森林の誘導の考え方を育成单層林・育成複層林・天然生林ごとに明らかにする。その上で、森林の適切な整備及び保全の実施により、多面的機能の発揮に必要な森林の面積・蓄積・成長量が十分に確保され、かつ、安定的に推移する状態を「指向する森林の状態」として参考に示し、これに到達する過程の5年後、10年後、20年後の森林の状態を目標として示すこととする。

(3) 森林の機能と望ましい姿

森林の主な機能は、水源涵養機能^{かん}、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。地域においては、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。その際、期待する機能の発揮に向けた施業が相反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として

取り扱うことも可能とする。

ただし、地球環境保全機能は、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であるため、区域設定の対象とはしないものとする。同様に、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとする。

各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

(水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(快適環境形成機能)

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

(生物多様性保全機能)

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(4) 森林の誘導の考え方

ア 育成单層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為^{注1}の程度、单層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成单層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

① 育成单層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

② 育成複層林

森林を構成する林木を帶状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層^{注2}を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

③ 天然生林

主として天然力^{注3}を活用することにより成立させ維持される森林^{注4}。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ・コメツガ・シラビソ・エゾマツ・トドマツ等からなる森林。

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2：「複数の樹冠層」とは、林齡や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3：「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

注4：「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

イ 誘導の考え方

(ア) 基本的な考え方

我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林の半数以上が、一般的な主伐時期である10齢級に達し、蓄積が増加するなど、資源として利用可能となる段階を迎えている。森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に森林を利用していきため、以下の誘導の考え方に基づき森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、特に、森林管理を担う山村において、人口減少や高齢化が進んでいくこと等を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜等自然条件に加え、車道等や集落から森林までの距離といった社会的条件を勘案しつつ、より効率的かつ効果的に森林の整備及び保全を進めていくこととする。また、全ての森林は多様な生

物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要となる最小限の路網を整備し、又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。この場合、具体的な施業を想定し、緩傾斜・中傾斜地においては車両系を主体とする作業システムの導入を、急傾斜地・急峻地においては架線系を主体とする作業システムの導入を図ることとする。その際、極力ぜい弱な地質や急峻な地形を避け、耐久性と経済性の両立を追求しつつ、木材の輸送コスト縮減のためのトラック等が走行する林道等と、集運材や造材等を行う林業機械が主として走行する森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）していくことが必要である。さらには、伐採木の大径化や架線集材作業への対応を考慮することも必要である。

このような観点を踏まえて、路網整備の徹底を図ることとし、その際の路網密度の目安を示すと、育成単層林等の中傾斜地で車両系作業システムを導入する場合、75m/ha以上となる。また、林道等の望ましい延長の目安を示すと、現状の19万kmに対し33万km程度となる。特に、自然条件等の良い持続的な林業の経営に適した育成単層林を主体に今後10年間で整備を加速化させ、林道等については24万km程度を目安とする。

(イ) 森林の区分に応じた誘導の考え方

a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、林地生産力が比較的高く、かつ、傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、短伐期や長伐期など多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図る。また、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、自然条件等に応じて皆伐面積の縮小・分散や、間伐の繰り返しによる伐期の長期化、植栽による確実な更新を図る。

また、急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を

同時に期待する森林では、自然条件等に応じ、帯状又は群状の伐採と植栽による確実な更新により、効率的に育成複層林に誘導する。林地生産力が低く公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、自然条件等に応じて択伐や帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は自然条件等に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。

(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

平成32年、平成37年、平成47年における森林の有する多面的機能の発揮に関する目標は、第1に掲げた基本的な方針を踏まえ、第3に掲げる施策の適切な実施により、各般の課題が解決された場合に実現可能なものとして、次の第1表のとおりとする。

特に、森林に期待される機能が重複している中で、木材等生産機能の発揮が特に期待される育成单層林を整備するなど森林資源の循環利用を図るとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため自然条件等を踏まえつつ育成複層林への誘導を進める。

第1表 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

	平成27年	目標とする森林の状態			(参考)指向する森林の状態
		平成32年	平成37年	平成47年	
森林面積(万ha)					
育成单層林	1,030	1,020	1,020	990	660
育成複層林	100	120	140	200	680
天然生林	1,380	1,360	1,350	1,320	1,170
合 計	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積(百万m ³)	5,070	5,270	5,400	5,550	5,590
ha当たり蓄積(m ³ /ha)	202	210	215	221	223
総成長量(百万m ³ /年)	70	64	58	55	54
ha当たり成長量(m ³ /ha年)	2.8	2.5	2.3	2.2	2.1

(参考)森林の区分別の内訳

育成单層林 木材等生産機能の発揮が特に期待されるなど育成单層林として整備される森林 公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて育成複層林に誘導される森林 公益的機能の発揮のため伐採が強度に規制されているなど天然生林に誘導される森林	(万ha) 660 350 20
天然生林 主に天然力により健全性が確保され公益的機能の発揮のため天然生林として維持される森林 各種機能の発揮のため継続的な育成管理により育成複層林に誘導される森林	(万ha) 1,150 230

注1：森林面積は、10万ha単位で四捨五入している。

2：目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、平成27年を基準として算出している。

3：平成27年の値は、平成27年4月1日の数値である。

3 林産物の供給及び利用に関する目標

(1) 目標の意義

森林から生産される木材が適切に利用されることは、伐採・植栽・保育等の森林施業のサイクルを円滑に循環させ、林業の持続的かつ健全な発展及び環境負荷の少ない社会の形成に資するものである。

このため、この基本計画において、林業・木材産業等の関係者が行う木材の生産・加工・流通等の事業活動や一般消費者を含めた需要者の木材利用の指針として、木材供給量及び用途別の利用量の目標や、需要動向の見通しを明らかにすることとする。

(2) 目標の定め方

供給の目標については、期待する機能の發揮に向けた森林の整備及び保全が行われた場合に供給される木材の量を示し、利用の目標については、今後の需要動向を見通した上で、各般の課題に向けた取組が適切に進められた場合に実現可能な用途別の木材利用量を示すこととする。

具体的には、木材需要が経済動向等に大きく左右されることを踏まえ、5年後、10年後における用途別の総需要量の見通しを明らかにしつつ、木材供給量及びその用途別の利用量を目標として示すこととする。

(3) 林産物の供給及び利用に関する目標

平成32年、平成37年における木材供給量及び用途別の利用量の目標は、第1に掲げた方針を踏まえ、第3に掲げる施策の適切な実施により、各般の課題が解決された場合に実現可能なものとして、次の第2表及び第3表のとおりとする。

第2表 木材供給量の目標

(単位：百万m³)

	(実績) 平成26年	(目標) 平成32年	(目標) 平成37年
木材供給量	24	32	40

第3表 用途別の木材利用量の目標

(単位：百万m³)

	利用量			総需要量		
	(実績) 平成26年	(目標) 平成32年	(目標) 平成37年	(実績) 平成26年	(見通し) 平成32年	(見通し) 平成37年
製材用材	12	15	18	28	28	28
パレット・チップ用材	5	5	6	32	31	30
合板用材	3	5	6	11	11	11
燃料材	2	6	8	3	7	9
その他	1	1	2	1	2	2
合 計	24	32	40	76	79	79

注1：用途別の利用量は、百万m³単位で四捨五入している。

2：「燃料材」は、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。

3：「その他」とは、しいたけ原木、原木輸出等である。

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていくこととする。その際には、流域保全の観点から河川事業等の国土保全に関する施策との連携を、また、自然環境の保全の観点から自然公園事業等の環境保全に関する施策との連携を図る。

(1) 面的なまとまりをもった森林経営の確立

小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、森林の多面的機能の発揮を確保していくためには、面的なまとまりをもった森林経営の確立が極めて重要である。しかしながら、森林所有者の高齢化や相続による世代交代が進む中、経営意欲・所有意思のない森林所有者が増加し、所有者の特定が困難又は非効率となる森林が多数存在するといった課題が顕在化し始めている。このような課題に適確に対応することなくして、持続的に森林を経営していくことは困難であることから、次の施策を推進する。

① 森林施業及び林地の集約化

森林経営計画に基づく森林施業を一層推進するため、引き続き、森林所有者・境界の明確化等による施業集約化と意欲ある者への長期的な施業委託、森林施業と一体となった森林作業道の整備を支援する。加えて、面的なまとまりを既に有している森林において適切な施業が行われるよう、所在不明の共有者が存在する森林における施業の促進、生産森林組合の活性化等を図る。経営意欲の低下した所有者等の森林については、森林組合系統による保有・経営の円滑化を図る。さらに、公有林化を推進すること等により、いわば林地の集約化を図る。このほか、民有林と国有林との連携による森林共同施業団地の取組を推進する。

② 森林関連情報の整備・提供

森林関連情報については、リモートセンシングやクラウド等のＩＣＴの活用を進め、森林資源情報等の精度向上を図る。また、新たに森林の土地の所有者となつた場合の届出制度の適正な運用や関係行政機関の間及び内部での当該情報の共有、施業集約化に取り組む者に対する長期の施業委託等に必要な情報提供を進めることとする。加えて、市町村における森林の土地の所有者等の情報整備を促進する。

持続的な森林経営の推進及び地域森林計画等の樹立に資するため、森林土壤や

生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握するための森林資源のモニタリングを引き続き実施し、データの公表・活用を進める。

(2) 再造林等による適切な更新の確保

戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える今後、主伐の増加が見込まれる状況にあること等を踏まえ、公益的機能の発揮及び計画的な資源造成を図るために、主伐後の再造林を推進する。

① 造林コストの低減

持続的に林業を行うため将来にわたり育成単層林を維持する森林では、植栽による確実な更新を図ることとする。その際、育林経費の大半を占める造林初期におけるコストの低減を図り、再造林が円滑に行われるようになることが極めて重要である。

このため、伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗や成長に優れた苗木の活用、低密度での植栽、機械化等による低コスト造林技術の開発・実証を進めることとする。さらには、歩掛やマニュアル作成、森林計画への反映等施業体系の整備等を進め、森林整備事業への適用を図る。その際、国有林のフィールドや技術力等を活かし、低コスト造林技術の開発・実証等に積極的に取り組む。

② 優良種苗の確保

再造林の実施に不可欠な優良種苗の安定的な供給のため、採種園・採穂園の整備、コンテナ苗や花粉症対策苗木を含む種苗の生産体制の整備、森林・林業関係者間での種苗に係る需給情報の共有、種苗生産に取り組もうとする事業者等に対する研修や金融措置の活用等を推進する。また、成長に係る特性に優れた種苗の採取源となる特定母樹の増殖、種苗生産技術の向上、林木遺伝資源の収集・保存、新品種の開発を推進する。

③ 伐採・造林届出制度等の適正な運用

伐採後の適切な更新が確保されるよう、市町村森林整備計画において「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の区域の適切な設定を推進するとともに、伐採箇所の巡視等の徹底、造林の実施状況の適確な把握、無届伐採に対する措置を含む伐採・造林届出制度の適正な運用を図る。

④ 野生鳥獣による被害への対策の推進

シカ等野生鳥獣による森林被害については、造林樹種等の着実な成長を確保するため、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、効果的かつ効率的な捕獲及び防除技術の開発・実証を行うとともに、防護柵等の鳥獣害防止施設の整備や野生鳥獣の捕獲を引き続き推進する。特に、野生鳥獣による被害が深刻な森林については、その区域等を明確化して防除対策を講じる。また、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進する。

(3) 適切な間伐等の実施

人工林の半数以上が一般的な主伐期である10齢級に達しているものの、未だ保育の段階にあるものも多数存在している。地球温暖化防止を含む森林の多面的機能の着実な発揮を図るためにには、不在村森林所有者の増加等の森林・山村が抱える課題に対処しつつ、森林整備を面的に進めていく必要があり、地域に最も密着した行政機関である市町村が主体となった森林所有者及び境界の明確化や林業の担い手確保等のための施策を講じるとともに、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐特措法」という。）に基づき、市町村による取組を一層進めるなど、引き続き、間伐等の適切な森林整備を推進する。

(4) 路網整備の推進

森林施業等の効率的な実施のため、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、トラック等の走行する林道等と、主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切に組み合わされた路網の整備（既設路網の改良を含む。）を引き続き進めるとともに、林業専用道など丈夫で簡易な路網の整備に必要な技術の普及・定着を図る。

なお、路網整備に当たっては、地域において相対的に傾斜が緩やかで林地生産力が高く、社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林を維持する森林を主体とする。

(5) 多様で健全な森林への誘導

① 多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全

一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、自然条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進する。その際、国有林や公有林等において、育成複層林化等の取組を先導的に進めるとともに、森林所有者等が施業を

選択する際の目安となる施業方法の提示やモザイク施業等の効率的な施業技術の普及、多様な森林整備への取組を加速するためのコンセンサスの醸成等を図る。あわせて、原生的な森林生態系、希少な野生生物の生育・生息地、けいはん溪畔林など水辺森林の保護・管理及び連続性の確保、点在する希少な森林生態系の保護・管理、森林生態系の復元の取組、森林生態系に影響を及ぼすシカによる植生被害への対策等について民有林と国有林が連携して進めるほか、森林認証等への理解の促進など、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図る。

② 公的な関与による森林整備

急傾斜地・高標高地などの自然条件や社会的条件が悪く、森林所有者の自助努力等によっては適切な整備が見込めない森林や、奥地水源等の保安林における高齢級人工林等の公益的機能の発揮に向けて、将来的な整備の負担を大幅に軽減する観点から、自然条件等に応じて、帶状若しくは群状又は単木での伐採、広葉樹の導入による針広混交の複層林への誘導等、公的主体による多様な整備を推進する。

水源林造成事業については、針広混交の育成複層林の造成等へ転換する施業を推進することとし、新規契約については、伐期を長期化、主伐面積を縮小・分散し、現地の広葉樹等の植生を活かした施業を指向する。既契約分についても長伐期施業等への見直しを進める。

森林整備法人等が行う森林整備については、これまで造成された森林を多様な林相へ転換することを含め、適切な整備を促進しつつ、採算性を踏まえた契約の適正化や、不確知の契約当事者等に係る契約条件の変更等の円滑化を進める。

また、森林所有者等の責に帰することができない原因により荒廃し、機能が低下した保安林の整備を治山事業により推進する。公益的機能の発揮を図るために適切な整備や保全を必要とする森林については、国有林に隣接・介在する民有林を整備・保全する公益的機能維持増進協定の活用、地方公共団体が主体となった整備や公有林化を推進する。

③ 再生利用が困難な荒廃農地の森林としての活用

農地として再生利用が困難な荒廃農地であって、森林として管理・活用を図ることが適當なものについては、多面的機能を発揮させる観点から、地域森林計画への編入に向けた現況等調査、早生樹種等の実証的な植栽等に取り組む。また、住宅等の周辺にあり、既に森林化した荒廃農地については、保安林に指定して整備・保全するなど、自然環境の有する防災・減災等の多様な機能を発揮させる「グリーンインフラ」としての活用を図る。

④ 花粉発生源対策の推進

国民の約3割が罹患し、国民病ともいわれる花粉症に対処するため、林業の成長産業化等を通じたスギ人工林等の利用を進めるとともに、花粉症対策苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林への誘導等により、花粉の少ない森林への転換を図るほか、花粉飛散防止技術の開発等を促進する。

(6) 地球温暖化防止策及び適応策の推進

地球温暖化の防止、低炭素社会の構築のため、間伐等の森林の適切な整備、保安林等の適切な管理・保全による二酸化炭素の吸収量の確保、木材及び木質バイオマスの利用による炭素の貯蔵及び二酸化炭素の排出削減の取組を総合的に推進する。その際、将来にわたって森林の二酸化炭素の吸収作用を確保するためにも、主伐後の再造林を適切に行う。また、間伐特措法に基づく特定母樹の増殖を着実に行う。

さらに、温暖化の進展に伴い懸念される集中豪雨等に起因する山地災害への対応、森林・林業分野に与える影響についての調査・研究等、被害先端地域における松くい虫被害の拡大防止、野生生物の生育・生息環境の変化に備えた生物の移動経路を確保する「緑の回廊」の保全・管理などの適応策を推進する。

パリ協定において、森林等の吸収源・貯蔵庫の役割の重要性が位置付けられたことを踏まえ、森林及び木材利用が地球温暖化防止に果たす役割の評価に関する国際的な検討等に積極的に参画する。

(7) 国土の保全等の推進

近年、集中豪雨等による激甚な山地災害が頻発しているほか、壮齡林での崩壊等に伴う流木災害が顕在化するなど、山地災害の発生形態が変化している。このような状況を踏まえ、山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性向上に資するため、特に、事前防災・減災対策としての治山事業を推進する。

国土保全等の推進に当たっては、流域保全の観点から、国有林と民有林を通じた計画的な事業実施、砂防事業等の他の施策との連携を進める。

① 適正な保安林の配備及び保全管理

特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として計画的に指定する。また、伐採や植栽箇所等に対する巡視等の徹底や衛星デジタル画像の活用等により保安林の効率的かつ適切な管理を推進する。山地災害危険地区の土砂流出防備保安林等の配備に当たっては、土砂流出や土砂崩壊のおそれのある森林を指定するなど適正に配備する。また、治山事業の施行地については、保安林における伐採規制や開発規制等と治山施設の維持管理を一体的に運用する。

なお、保安林以外の民有林については、1haを超える開発行為に対する許可制度を通じ、森林の土地の適正な利用を確保する。

② 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進

豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害を復旧・防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性向上に資するため、治山施設の設置や森林の適切な整備等を行う。また、ダム上流の重要な水源地等の保安林等については、浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林の維持・造成を推進する。

これらの推進に当たっては、これまでの山地崩壊の実態分析等を踏まえ、山地災害危険地区の調査基準を見直し、山地災害が発生する危険性の高い地区の適確な把握に努める。また、航空レーザ計測等を活用した山地崩壊等のリスク評価を実施するなど、事業実施箇所の選定を適切に行い、治山施設の配置や森林整備を効率的かつ効果的に実施する。あわせて、既存施設の長寿命化対策を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

また、集落等に近接する地域で実施する治山事業に加え、山地災害危険地区に係る情報の提供等を通じて、地域における避難体制の整備等と連携し、減災に向けた効果的な事業の実施を図る。

③ 森林病虫獣害対策等の推進

松くい虫被害については、高緯度・高標高地など被害先端地における防除対策の重点化や、地域の自主的な防除活動の推進を図りつつ、駆除措置・予防措置・樹種転換等の対策を適切に組み合わせた防除を引き続き実施する。また、松くい虫被害が増加している東北地方に適した抵抗性品種及び抵抗性品種同士の掛けによる更に強い抵抗性を有する品種の開発を行い、東日本大震災で被災した海岸防災林への植栽需要の高いクロマツ等の抵抗性種苗の供給等を推進する。

ナラ枯れ被害については、被害の状況等に応じた駆除措置・予防措置、被害を受けにくい森林づくり等の取組を引き続き実施するとともに、新たな防除技術の開発に努める。

野生鳥獣による森林被害は、シカによる被害を中心に深刻化していることから、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、効果的かつ効率的な技術開発等を行うとともに、森林被害や生息状況のモニタリング結果を踏まえながら、捕獲や防除活動等を引き続き推進する。

このほか、林野火災予防のため、防火意識を高める啓発活動等を実施する。

(8) 研究・技術開発及びその普及

研究・技術開発については、社会情勢の変化や現場が抱える課題を適確に把握し、戦略的かつ計画的に進める。このため、森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を見直し、課題と目標を明確化した上で、国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学・学術団体、民間企業等による产学官連携の強化、対話の促進を図る。その際、多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術、国産材の安定供給に向けた持続的林業システム、木材及び木質資源の利用技術、森林生物機能の高度利用について研究・開発を進めるとともに、林木育種による広葉樹を含む多様な品種開発及び育種基盤技術の強化等を推進する。また、研究・技術開発の成果については、林業普及指導事業等を通じた森林所有者等への指導、市町村行政への支援、専門知識・技術や実務経験を有する者を養成する。これらの取組を通じ、研究・技術開発に係る人材の確保と相互連携、現場への普及等を図る。

(9) 山村の振興・地方創生への寄与

地方創生が喫緊の課題となる中、我が国の森林・林業を支える山村は、高齢化・人口減少等が他地域に先駆けて進行し、集落機能を維持することが困難な地域もあるなど、依然として厳しい状況に置かれている。このような中で、山村の振興を図っていくためには、地域資源、とりわけ森林資源を活かした産業育成による就業機会の創出と所得の確保、生活環境の整備等により定住を促進し、山村に暮らす人々がいきいきと生活できるようにすることが重要である。

① 森林資源の活用による就業機会の創出

山村には、我が国の森林の約6割が賦存し、森林所有者や林業従事者等の多くが居住している。このことを踏まえれば、林業及び木材産業の成長発展なくして、山村における地方創生を図ることは困難である。

このため、本格的な利用期を迎えた森林資源を活用し、山村の主要産業である林業及び木材産業の成長産業化を推進するため、林業の生産性と経営力の向上等を図り、原木の安定供給体制を構築するとともに、木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出を図る。また、木質バイオマスのエネルギー利用、きのこをはじめ、竹や漆、炭等の特用林産物の生産振興、その他未利用の広葉樹の活用など、地域資源の発掘と付加価値向上等を図り、生産・販売力を強化する6次産業化等の取組を推進する。さらに、林家やNPO等が専ら自家労働等により間伐し、間伐材を活用する取組等を促進するため、伐採に係る技術の習得や安全指導等を進める。

② 地域の森林の適切な保全管理

集落周辺等の身近にある里山林、竹林等については、薪炭利用の減少や山村集落の機能低下等により、その保全管理に支障を来たすおそれがある。

このため、森林の有する多面的機能が低下することのないよう、NPO等多様な主体との連携を図りつつ、地域住民等自らの手による継続的な保全管理と利用を促進する。

③ 都市と山村の交流促進

山村に対する都市住民等の関心の高まりを踏まえ、豊かな自然環境、良好な景観等を活用し、都市から山村に人を呼び込み交流を促進する。また、交流を通じ、森林・林業に対する理解者・協力者を増やしていくこととする。

このため、森林空間をレクリエーションなどの観光や健康増進、環境教育、体験活動等の場として総合的に利用する取組を推進する。

以上のような多様な地域資源を活かして産業育成等を図る取組を先駆的に行っていける地域の事例やノウハウを積極的に発信・共有することを通じ、山村振興・地方創生の取組を全国に広げていくこととする。

(10) 社会的コスト負担の理解の促進

森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものであることから、森林の有する多面的機能の維持・増進に係るコストについては、社会全体で負担していくことが必要である。

このような森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けた社会的コストの負担としては、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税等の活用、上下流の関係者の連携による基金の造成や分収林契約の締結、森林整備等のための国民一般からの募金、森林吸収量等のクレジット化等の様々な手法が存在する。地球温暖化防止に果たす森林の役割への期待に応えつつ森林吸収源対策を含めた森林・林業の諸施策の着実な推進を図っていくため、どのような手法を組み合わせてコストを負担すべきか、国民の理解を得ながら、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求める税制等の新たな仕組みを含め、国全体としての財源確保等を検討していく。

(11) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

① 多様な主体による森林づくり活動の促進

多様な主体による森林づくり活動の促進に向けて、企業・N P O・森林所有者・地元関係者等のネットワーク化などによる連携強化、森林づくり活動のフィールドや技術等の提供、企業等の民間資金や「緑の募金」による資金援助等を推進する。また、全国植樹祭等の緑化行事の開催、インターネット等各種メディアによるP Rや情報提供といった広報等の充実を通じ、国民への普及啓発活動の促進に努める。

② 森林環境教育等の充実

E S D（持続可能な開発のための教育）に関するグローバル・アクション・プログラムがユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で採択され、我が国においても、E S Dの取組が進められていることを踏まえ、持続可能な社会の構築に果たす森林・林業の役割や木材利用の意義に対する国民の理解と関心を高める取組を推進する。具体的には、関係府省や教育関係者等とも連携し、小中学校の「総合的な学習の時間」における探究的な学習への学校林等の身近な森林の活用など、青少年等が森林・林業について体験・学習する機会の提供や、木の良さやその利用の意義を学ぶ活動である「木育」を推進する。国有林においても、フィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。

(12) 国際的な協調及び貢献

① 国際協力の推進

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における目標（S D G s）の実現を図るため、国連や主要国首脳会議等の政策対話、地球温暖化防止や生物多様性保全等に関する国際的な取組に積極的に参画し貢献する。また、我が国の有する知見や人材等を活用し、開発途上地域の森林の整備及び保全等に関する二国間・地域間・多国間等の多様な枠組みでの協力や民間等を通じた協力への支援を実施する。

② 違法伐採対策の推進

持続可能な森林経営を推進し、地球規模での環境保全を図るため、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づき、違法伐採及び関連する貿易に関する国際的な対話へ積極的に参画するとともに、開発途上国における人材育成等のプロジェクトへの支援等を推進する。

また、我が国において、合法性の確認された木材・木材製品の利用を促進し、消費者、民間事業者等への普及拡大・信頼性の向上等に取り組むとともに、木材生産国等における違法伐採対策に係る情報収集等を強化する。

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するため、相当程度の事業量を確保するとともに、高い生産性と収益性を実現し、森林所有者の所得向上と他産業並みの従事者所得を確保できる林業経営の育成を目指し、森林施業の集約化、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施、経営感覚に優れた林業事業体の育成、林業労働力の確保等の施策を推進する。

(1) 望ましい林業構造の確立

① 効率的かつ安定的な林業経営の育成

効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けて、引き続き、意欲ある者による森林経営計画の作成と長期的な施業の受委託等を推進し、同計画に基づく低コストで効率的な施業の実行の定着を図る。

このため、森林所有者等への働きかけや施業の受委託等に係る情報の提供、林業事業体の登録・評価、施業集約化に向けた先行事例の他地域への普及を推進する。このほか、林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措置の活用等を進める。

なお、自己所有森林を中心に専ら自家労働等により施業を実行する林家等については、地域の森林・林業を効率的かつ安定的な林業経営の主体とともに相補的に支える主体として捉え、伐採に係る技術の習得や安全指導等への支援を図る。

② スケールメリットを活かした林業経営の推進

施業集約化をより一層推進するため、ＩＣＴの活用、地籍調査等との連携による森林所有者及び境界の確認の効率化等を推進するとともに、集落単位等での合意形成など自主的な取組を促す。また、面的なまとまりを有している共有林等での施業促進、生産森林組合の活性化等を図るとともに、森林共同施業団地の設定等を推進する。さらに、経営意欲の低下した所有者等の森林について森林組合系統による保有・経営の円滑化を図るほか、製材・合板工場等を含め新たに森林を経営しようとする者による森林所有者及び境界の明確化への支援、効率的な施業を実行し得る作業班の組織化、森林経営計画の作成促進を図ることとする。このような取組を通じた作業ロットの確保等により、スケールメリットを活かすこと

のできる林業経営の実現を図る。

③ 効率的な作業システムによる生産性の向上

路網と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムの普及・定着を図るとともに、林業機械と人員の配置を最適化し、高い生産性を確保することにより、低コストで効率的な木材生産の実現を目指す。また、生産工程の分析等を適切に行い、作業システムを効率的に運用できる人材の育成を推進する。さらには、伐採木の大径化や木質バイオマス需要の拡大に対応した林業機械の開発等を進めること。

④ 経営感覚に優れた林業事業体の育成

林業事業体が、生産性の向上にとどまらず経営力を向上させることにより、厳しい経営環境下でも収益を確保できるよう、引き続き、森林施業プランナーの育成や能力の向上を図る。また、適切な原価計算等を通じた生産管理のできる人材の育成、他産業を含めた生産管理手法や先進事例の普及、ＩＣＴを活用した生産管理手法の開発等を推進する。さらには、素材生産と造林・保育、森林作業道の作設等も兼務できる現場技能者の育成等により、現場技能者等の有する高い能力を引き出すとともに、人員配置の最適化等を図る。国有林においては、多様な立地を活かし、事業の実施やニーズに適した研修フィールドの提供、先駆的な技術の実証等を通じて林業事業体の育成に寄与する。

(2) 人材の育成・確保等

① 人材の育成・確保及び活動の推進

森林・林業を支える森林総合監理士、森林施業プランナー、現場技能者については、引き続き、その育成・確保を推進する。これらの人材の育成に当たっては、現場の抱える課題に適確に対応できる能力と現場に立脚した実践力の向上を図るため、現場からの要請の高い課題（作業システムの効果的な運用、主伐後の再造林、木材加工・流通、ＩＣＴの活用等）に対応した研修カリキュラムの充実、多様なフィールドを有する国有林を活用した研修の実施、情報共有のネットワーク化等を進める。また、国、地方公共団体、大学、林業大学校、試験研究機関等との連携により、森林総合監理士への継続教育支援を推進する。さらに、国や都道府県等の森林総合監理士等が相互に連携し、市町村森林整備計画の策定等の市町村林務行政に対する技術的支援を行う。市町村森林整備計画の実現を図るため、森林施業プランナーや現場技能者をはじめとした森林・林業関係者に対する技術

面での支援を強化し、低コストで効率的な作業システムの普及等の現場における具体的な取組を推進する。その成果については、公表・共有を積極的に行うなど、活動の「見える化」を図る。

加えて、森林・林業関係学科の高校生等への就業体験等を推進するほか、林業事業体の経営者や森林所有者等で組織される林業研究グループ等に対しては、人材育成に係る研修への参加等を通じた自己研鑽や後継者の育成を促進する。また、女性林業者のネットワーク化等を促進する。

② 林業労働力・労働安全衛生の確保

林業労働力の確保に向けては、「緑の雇用」事業等を通じ、林業への就業を目指し林業大学校等で学ぶ青年への支援、女性を含む新規就業者の確保、段階的かつ体系的な人材の育成を引き続き推進する。その際、現場の抱える課題に対応した研修カリキュラムの充実、OJT（職場内研修）指導者として活躍できる知識と技術を有する現場管理責任者等の育成と活用、素材生産と造林・保育、森林作業道の作設等を兼務できる現場技能者の育成を進めることとする。

また、雇用管理チェックリスト等の普及と活用、適切な能力評価と能力に応じた昇進や昇給モデルの提示、社会保険等への加入促進、現場技能者の通年雇用化の推進等により雇用管理の改善を図る。さらには、安全な伐木技術の習得、車両系木材伐出機械等を使用する際の安全教育の義務付け等関連法令の遵守、林業労働災害防止セミナーの実施等により、労働災害防止対策を推進する。

以上のような林業従事者の技術力の向上と他産業並の労働条件の確保等の取組を通じて、必要となる林業労働力を確保する。

（3）林業災害による損失の補填

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補填等の施策を講ずる。平成27年度から国立研究開発法人森林総合研究所に移管された森林保険については、保険金支払の迅速化等によりサービスの向上を図るとともに、制度の普及を推進する。

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに環境負荷の少ない社会の実現に資するため、我が国の経済社会の動向や木材の需要構造の変化等を踏まえた上で、必要となる人材を育成するとともに、民間の活力を活かしつつ、原木の安定供給体制の構築、木材産業の競争力強化、新たな木材需要の創出を図っていくこととする。

(1) 原木の安定供給体制の構築

我が国の原木供給体制は、施業が小規模・分散的に行われ、原木の取りまとめや川上と川中・川下との間で需給情報の共有が十分でないといった課題を抱えており、その結果として、変動する需要に応じて原木を適時適切に供給できていない現状にある。

このような現状を脱し、原木の安定供給体制を構築するためには、我が国の林業が、施業及び林地の集約化等により総体として、また、個々の林業事業体も生産性の向上等を通じて、原木を供給する能力を増大していく必要がある。また、木材の生産・流通等の状況に応じて、地域の核となる者が原木を取りまとめて供給する体制へと転換するとともに、川上と川中・川下とのマッチングの円滑化を図る必要がある。

① 原木供給力の増大

施業集約化・路網整備等の取組に加え、森林組合等による森林の保有・経営の円滑化、面的にまとまった共有林での施業促進等の取組を通じ、作業ロットの拡大を図る。また、持続的な森林経営を行いつつ、原木の供給量を安定的に確保できる取組を推進する。さらには、全木集材の普及、再造林対策の強化により主伐・再造林の循環を確実なものとすること等を推進する。これらの取組を通じ、我が国の林業が総体として原木を供給する能力を増大できるような環境を整備する。また、個々の林業事業体に対しても、施業集約化、路網整備、効率的な作業システムの導入等による生産性の向上、適切な生産管理等による経営力の向上、林業事業体の組織化等を促進することとする。

② 望ましい安定供給体制への転換

林業事業体個々による小規模・分散的な原木供給から、原木を取りまとめて供給する体制へ転換するためには、原木供給の核となる者が自らコーディネート能力を高め、広域化している木材流通に対応しつつ、原木の工場直送・協定取引や原木市場による集荷等の取組を広げていく必要がある。

この場合、望ましい安定供給体制の例を示すと、⑦林業事業体の組織等が原木の取りまとめ・選別を行い製材・合板工場等へ供給する体制、①原木市場等が個々の林業事業体から原木の集荷・選別を行い製材・合板工場等へ供給する体制、⑦製材・合板工場等が安定的に原木を買い取り、又は自ら素材生産を行い原木を調達する体制等が挙げられる。

③ マッチングの円滑化

需給ギャップを解消し、原木の適時適切な供給を実現するためには、マーケットを通じた需給調整が円滑に行われるよう、需給マッチングの円滑化を図るとともに、供給側・需要側双方の在庫調整機能等を強化することが重要である。

このため、木材製品の需要動向や原木の供給見込み等の需給情報を交換する場の活用、国や地方公共団体等の連携による間伐等の事業量の公表を推進し、需給情報の共有を図る。また、望ましい安定供給体制の構築を通じた多様な出荷先の確保、国有林等による立木や素材等の協定取引、金融上の措置を活用した原木市場等による立木購入等の円滑化等の取組を進める。

(2) 木材産業の競争力強化

少子高齢化と人口減少が進むと推計される中、今後、木材需要の大幅な増加を見込むことが困難な情勢にあることを踏まえれば、都市部や海外の需要を取り込みつつ、木造住宅等の既存分野における木材製品の品質・性能を高めていくとともに、非住宅建築物等に利用できる部材の開発等にも対応できる体制を整備する必要がある。

① 木材加工・流通体制の整備

地域における森林資源、施設の整備状況等を踏まえながら、製材・合板工場等の規模ごとの強みを活かした木材加工・流通体制の整備を進める。すなわち、⑦大型工場単独での規模拡大、⑧複数の中小工場との連携による生産の効率化、⑨地域ごとに木材生産者、製材・合板工場、工務店等が連携して特色ある家づくりを進める取組等を通じ、加工・流通コストの低減等を図る。具体的には、原木段階での強度を含むきめ細かな選別による歩留まり向上、加工・流通施設の整備、加工・乾燥技術の向上等を促進するほか、大型工場については、原木供給者と連携した原木の安定的な調達や大口需要者のニーズに応じた製品の安定供給を、中小工場については、細かなニーズに対応した少量多品目の製品供給や得意分野に特化した製品供給等を促進する。

② 品質・性能の確かな製品供給等

乾燥及び強度性能の明確化等により、住宅供給者やプレカット工場等の実需者・消費者の求める品質・性能の確かな製品を供給できるような取組を推進する。具体的には、ラミナ・集成材、枠組壁工法（ツーバイフォー工法）用部材、乾燥材等の生産体制の強化に取り組む。特に、これらの取組の遅れている無垢乾燥材については、乾燥施設の効率化、大径材の製材・乾燥技術の確立、JASの普及

等を推進する。

また、国産材の使用割合の低い部材への利用拡大を図るため、スギ横架材等の標準設計やスパン表の普及、ハイブリッド横架材・ヒノキ横架材等の開発・普及のほか、国産材を利用したコンクリート型枠用合板、フロア台板用合板の生産体制の強化を図る。

③ 地域材の高付加価値化

多様化する消費者の価値観等を適確に把握し、木材産業者自らが意匠性に加えて、消費者の情緒的な満足度や共感等に訴求する背景・意義などを有する製品を供給し、信頼性・親密性を高めることを通じ、木材製品の付加価値を向上させる必要がある。

このため、品質・性能の確かな製品を供給する取組はもとより、地域ごとの森林所有者から製材・合板等の工場、工務店等までの連携による「顔の見える木材での家づくり」などによる優良材等の活用、魅力ある家具への地域材の活用など消費者のニーズに対応した木材利用を促進する。また、地理的表示保護制度等の表示制度の活用を図るとともに、他分野との連携により、意匠性等を付加するためのマーケティング等木材産業者の自主的な取組を促す。

(3) 新たな木材需要の創出

C L T 等新たな木質部材の開発・普及の進展、木質バイオマスのエネルギー利用の拡大、さらには、中大規模建築物への木材利用の進展など、木材利用をめぐる潮流を適確に捉え、新たな木材需要の創出に向けた取組を推進する。

① 公共建築物・民間非住宅・土木分野等への利用拡大

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、国の率先した取組をはじめとした公共建築物等の木造化・内装の木質化等を引き続き推進する。その際、より多くの需要が見込まれる都市部等において、同法に基づく市町村方針の策定を進める。また、林野庁と国土交通省が共同で作成・公表した「C L T の普及に向けたロードマップ」に基づき、C L T を利用した建築物に係る一般的な設計方法の普及、生産体制の整備等を着実に行うほか、中高層建築物の木造化に必要となる耐火部材等の開発・普及、一般流通材を活用した低コストでの建築事例の普及、木造建築に携わる人材育成等を進める。また、民間非住宅分野での木材利用など民間事業者の主体的な取組を促進するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機に、我が国の木材の良さと、木材利用に係る技術等を国内外へ積極的にP Rしていくことと

する。

さらに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく特定調達品目に追加されたコンクリート型枠用合板の利用推進、地盤改良用木杭等の研究・開発等により、土木分野への利用を促進する。加えて、高耐久化した木材製品等の活用により、外構や外装、屋外の簡易施設等への木材利用を促進する。

② 木質バイオマスの利用

パルプ・チップ用材は、我が国の木材需要量の半分近くを占めており、この分野での地域材の適切な利用を図ることが重要である。

このため、原木の安定供給体制を構築するとともに、チップ用材等の効率的な搬出に有効な全木集材や効率的な収集・運搬システムの開発・普及、チップ用材の供給にも期待できる早生樹の実証的な植栽等の取組を進める。

木質バイオマスの利用に当たっては、カスケード利用^注を基本としつつ、製紙、パーティクルボード等の木質系材料としての利用を進めるほか、木質バイオマス発電施設における未利用間伐材等の利用、地域における熱電併給システムの構築、チップ・ペレット・薪等を燃料とする高性能のバイオマスボイラー、家庭用ストーブ等の導入・改良や普及を図る。なお、木質バイオマス発電施設等の設置に当たっては、安定的な燃料調達が可能となるよう、地方公共団体等と連携し、計画段階から、施設設置者が原木供給者と合意形成できるようにする。

このほか、木質バイオマス燃料の低コスト生産、木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、機能性リグニン等の新たな用途の研究・技術開発を推進する。

注：「カスケード利用」とは、多段階での利用。木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階で燃料として利用することをいう。

③ 木材等の輸出促進

近年、木材等の輸出額は大幅に増加しており、特に増加が著しい中国・韓国等の需要を取り込み、輸出を拡大していくことが重要である。輸出の促進に当たっては、原木の輸出から、付加価値の高い木材製品輸出への転換や国産家具の輸出促進等を図ることとする。

このため、関係機関等と連携しつつ、宣伝普及体制を整備し、輸出先国でのPR活動の強化等により国産材の認知度の向上を図る。また、輸出先国の規格・規制への対応や、輸出先国の消費者ニーズに対応した新たな製品開発、輸出先国の商慣行の情報収集・提供、森林認証等の普及促進など、木材輸出拡大に向けた戦略的な活動を推進する。

(4) 消費者等の理解の醸成

木材の良さに対する国民の理解を一層醸成することにより、木材製品の需要拡大につなげるため、「木づかい運動」を推進する。具体的には、広報等の充実、環境に关心の高いN P Oや企業のネットワーク化、木材利用による健康・環境貢献度についての科学的根拠の収集・整理、木材製品の品質等の正確な情報の発信のほか、関係府省と連携して、無垢材をはじめとする木の良さ、森林整備や地方創生に果たす木材利用の意義を学ぶ「木育」の実践的な活動を積極的に推進する。木育の推進に当たっては、幼少期から木の良さを親子で体感できるような取組を推進する。

また、適正な伐採により生産された合法木材・木材製品の普及を図ることにより、消費者・実需者による合法木材・木材製品の選択を促進する。

(5) 林産物の輸入に関する措置

W T O交渉や包括的経済連携交渉に当たっては、世界有数の林産物の輸入国として、各国の森林の有する多面的機能の発揮を損なうことのない適正な貿易を確保し、国内の林業・木材産業への影響に配慮しつつ対処する。このため、国際的な枠組みの中で、持続可能な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報収集・交換、分析の充実等の連携を図るとともに、締結・発効された協定に基づく措置の適切な運用を図る。

4 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

東日本大震災からの復旧・復興に向けては、被災地・被災者が希望を持って生活を再建できるような各種施策の取組を引き続き推進する。

震災により被害を受けた林地や、治山施設、林道施設、木材加工・流通施設については、大部分で復旧工事に着手し、又は完了しており、引き続き、その着実な復旧を図る。特に、災害防止機能に加え、津波に対する被害軽減効果の発揮が期待される海岸防災林については、被災状況、地域の実情や生態系に応じた再生方法等を考慮しつつ、その復旧・再生を推進する。その際、必要となる植栽する苗木の供給体制を整備するとともに、地域住民やN P O等の参加や協力を得つつ、その植栽や保育を進める。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による森林等の汚染に対応し、森林・林業の再生と安全・安心な木材の供給等を進めるため、森林における放射性物質の分布状況の調査、避難指示解除準備区域等での実証及びその他の関連調査・研究、森林整備と放射性物質対策の一体的な実施、木材製品等に係る調査・分析、木材加工の過程で発生する樹皮等の適切な処理等を引き続き実施する。さらに、特用林産物については、関係府省や関係都県と連携した検査・出荷管理の徹底、栽培管理ガイドラインの普及、きのこ原木のマッチング支援等を引き続き実施する。

5 国有林野の管理及び経営に関する施策

国有林野は、国土保全上重要な奥地脊梁山地や水源地域に広く分布するとともに、人工林や原生的な天然林等の多様な生態系を有するなど、国民生活に重要な役割を果たしており、さらに、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業再生に貢献するよう、「国民の森林」として国が責任を持って一体的に管理経営する必要がある。

このため、森林及び林業をめぐる情勢や一般会計への移行等を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進する中で、組織・技術力・資源を活用し、林業の成長産業化や、国土保全・生物多様性保全等の公益的機能の発揮など、森林・林業施策全体の推進に貢献する役割を積極的に果たすこととする。

具体的には、間伐の適切な実施や針広混交林化、モザイク状に配置された森林への誘導等多様な森林整備を積極的に推進する中で、伐採と造林の一貫作業システムの導入等森林施業の低コスト化を進めるとともに、森林総合監理士等の人材を活かして、民有林への実践的な技術の普及等を図る。あわせて、国有林材を活用し、木材需要の拡大・創出につながる安定供給体制が構築されるよう、地域での需給動向の把握や事業量の公表等を図りつつ、需要先との協定取引や民有林と協調した安定供給等に取り組む。

また、民有林関係者等と連携する中で、流域全体の視点に立った治山事業や広域での野生鳥獣被害対策、森林共同施業団地を活用した地域の林業の活性化等を推進するほか、公益的機能維持増進協定による民有林の整備等に取り組む。

さらに、国有林野にある森林資源の特徴を活かし、多様で健全な森林の整備等とあわせて、世界自然遺産を含む原生的な森林生態系や希少野生生物が生育・生息する森林を「保護林」や「緑の回廊」として保護・管理する。このほか、地域の木の文化を支えるよう、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材・檜皮ひわだ等の資源については、その持続性を考慮した保全と計画的な供給に努める。

このような管理経営の実施に当たっては、森林・林業や木材に対する国民の理解が高まるよう、多様な主体と連携しながら、フィールド提供や技術指導等を通じて国民参加の森林づくりに取り組むとともに、国民による国有林野の保健・文化・教育的利用を推進する。また、国有林野の取組について国民との双方向の情報受発信に努め、国民の期待や要請に適切に対応していく。

6 団体の再編整備に関する施策

森林組合が、国民や組合員の信頼を受けて、地域の森林施業や経営の担い手として重要な役割を果たすことができるよう、森林組合の合併や経営基盤の強化、内部牽制体制の構築、法令等遵守（コンプライアンス）意識の徹底、経営の透明性の確保等、事業・業務執行体制の強化、体質の改善に向けた指導を行う。

また、施業集約化の促進や生産性向上等による効率的な事業基盤の整備、原木の安定供給体制の構築、組合員・社会に信頼される開かれた組織づくり、これらの取組の適確なフォローアップ等を内容とする森林組合系統運動方針の実効性を確保する。

第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 全ての関係者による主体的な取組

森林及び林業に関する施策の推進に当たっては、国はもとより、地方公共団体、森林所有者、森林組合や民間の林業事業体、木材産業関係者、住宅供給者など、森林・林業に関する様々な組織や関係者が、適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ一体となって努力していくことが重要である。

2 施策の進捗管理と評価の適切な活用

施策の実施に当たっては、政策評価等を通じ、計画・実行した後の評価を実施し、改善を講じていくことにより、進行管理と必要な見直しを行うこととする。その際、分かりやすい成果指標を設定し、施策の効果や問題点等を検証するとともに、施策の評価に関する情報の公開を進める。

さらには、客観的な統計データや現場での取組を通じて把握した課題等を適確に分析・評価し、必要に応じて施策内容を見直し、毎年の予算編成に反映させるなど、国民のニーズに沿うように対応する。

3 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限に有効活用する観点から、施策ニーズに応じて従来の予算構造を見直し、目的に応じた施策の選択と集中を行うとともに、様々な観点からのコスト縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図る。

また、新たな施策の実施に当たっては、既存の施策の廃止・見直しを徹底することにより、施策の実施に伴う負担のあり方について合理性を保つとともに、将来の負担の見込みを含め、必要な情報を分かりやすく提示すること等により国民の理解を得ることとする。